

# 佐野市森林整備推進支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** 多面的機能を有する森林の整備を推進するため、市が予算の範囲内において交付する佐野市森林整備推進支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

## (交付対象者)

**第2条** 補助金の交付の対象となる者は、市内の森林につき、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画を作成し、当該計画について、同条第5項の規定による認定を受けた者とする。

## (補助対象事業等)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の認定に係る森林におけるものとし、補助対象事業の事業区分、補助の要件、補助金の額及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の場合において、国又は他の地方公共団体が行う補助金に相当する金銭の交付を受ける見込みがあり、又は既に受けているときは、当該補助金に相当する金銭に係る交付の対象となる事業は、除くものとする。

## (交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、森林整備推進支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 別表第3の左欄に掲げる事業区分ごとに同表右欄に掲げる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、一の交付対象者について、事業の区分ごとに一年度につき1回とし、補助対象事業を実施しようとする年度の12月末日までに行わなければならない。

## (交付の決定)

**第5条** 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは森林整備推進支援事業補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことと決定したときは森林整備推進支援事業補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

## (申請内容の変更等)

**第6条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の申請の内容を変更しようとするときは、森林整備推進支援事業補助金交付変更申請書に変更する内容を証する書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、申請の内容の変更について、承認する場合において、補助金の額に変更があるときは森林整備推進支援事業補助金交付変更決定通知書（以下「交付変更決定通知書」という。）により、補助金の額に変更がないときは森林整備推進支援事業補助金内容変更承認通知書（以下「内容変更承認通知書」という。）により、承認しないときは森林整備推進支援事業補助金交付変更不承認通知書により申請者に通知する。

3 補助対象者は、補助対象事業を取りやめようとするときは、森林整備推進支援事業中止届出書に

交付決定通知書（前項の規定により変更の承認を受けた者は、交付決定通知書及び交付変更決定通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

**第7条** 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、森林整備推進支援事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）事業報告書

（2）別表第4の左欄に掲げる事業区分ごとに同表右欄に掲げる書類

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（補助金の額の確定）

**第8条** 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、森林整備推進支援事業補助金額確定通知書により補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の審査に当たり面積を確認する必要がある場合は、3箇所以上の測線を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認するものとする。

（交付の請求）

**第9条** 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、森林整備推進支援事業補助金交付請求書に交付決定通知書（第6条第2項の規定により変更の承認を受けた者（補助金の額に変更がある者に限る。）は、交付決定通知書及び交付変更決定通知書）の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求は、第4条の規定による申請をした日の属する年度の末日までに行わなければならない。

（書類の保存）

**第10条** 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（書類の様式）

**第11条** この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

**第12条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

**附 則**（令和7年8月13日告示第206号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の佐野市森林整備推進支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

事業区分	補助の要件	補助金の額
獣害防止ネットの設置	61年生以上の人工針葉樹林におけるクマによる成木の剥皮被害対策として行う獣害防止ネットの設置であること。	獣害防止ネットを設置する面積に1ヘクタール当たり45万円を乗じて得た額
シカ捕獲資機材の購入	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による許可を受けた者によるシカの捕獲の用に供する資機材であること。	購入に係る費用の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)。ただし、20万円を限度とする。
人工針葉樹林の伐採及び搬出	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 集中的に獣害の発生が見られる佐野市森林整備計画に規定する標準伐期に達した人工針葉樹林であること。</li> <li>(2) 市が管理する林道の通行制限により伐採計画に遅れが生じている箇所であること。</li> <li>(3) 獣害の被害率が7割以上であること。この場合において、被害率の算出は、標準地とみなされる任意の場所に100平方メートルを基準とした2箇所以上を設定して計測するものとする。</li> <li>(4) 森林経営計画における伐採方法が皆伐であること。</li> <li>(5) 一の施行地につき面積が1ヘクタール以上であること。</li> </ul>	1ヘクタール当たり207万円以内の事業の実施に要する額とし、621万円を上限とする。
伐採後の植栽箇所の補植	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 集中豪雨、倒木等の理由で、間欠的に鳥獣害防止施設が損傷し、シカによる幼齢木の食害被害が発生した箇所であること。</li> <li>(2) 自助努力では適切な森林の造成が困難であって、土砂が崩落し、又は流出するおそれがある箇所であること。</li> <li>(3) 確実な更新が図れるよう植栽本数が1ヘクタール当たり</li> </ul>	1ヘクタール当たり137万円以内の事業の実施に要する額とし、411万円を上限とする。

	2,000本以上の補植を行うこと。 (4) 一の施行地につき面積が1ヘクタール以上であること。	
補植箇所の下刈り	次のいずれにも該当すること。 (1) この表に規定する伐採後の植栽箇所の補植の事業を行った箇所であること。 (2) 補植後、原則として5年間を経過していないこと。 (3) 一の施行地につき面積が1ヘクタール以上であること。	1ヘクタール当たり25万円
食害防止チューブの設置	次のいずれにも該当すること。 (1) この表に規定する伐採後の植栽箇所の補植の事業を行った箇所であること。 (2) 一の施行地につき面積が1ヘクタール以上であること。	1ヘクタール当たり268万円以内の事業の実施に要する額とし、804万円を上限とする。

別表第2（第3条関係）

事業区分	補助対象経費
獣害防止ネットの設置	獣害防止ネットの購入及び設置に要する費用。ただし、購入に要する費用は、設置に要したものに限る。
シカ捕獲資機材の購入	次に掲げるものの購入に要する費用 (1) 塩ビ管 (2) 踏み蓋 (3) 押しバネ (4) スリーブ (5) より戻し (6) くくり金具 (7) 止め具 (8) ストッパー (9) バネおさえ (10) スプリング納管 (11) シャクル (12) ワイヤー（直径4ミリメートル以上） (13) くくりわな用えさ (14) くくりわな（市販のもの） (15) 捕獲動物運搬用そり (16) 前各号に掲げるもののほか、市長がくくりわな作成に必要があると認める資機材

人工針葉樹林の伐採及び搬出	人工針葉樹林の伐採並びに伐採木の集材及び搬出に要する費用
伐採後の植栽箇所の補植	刈払い、地ごしらえ及び補植（苗木の購入を含む。）に要する費用
補植箇所の下刈り	補植を行った1齢級（1～5年生）の森林における下刈りに要する費用
食害防止チューブの設置	食害防止チューブの購入及び設置に要する費用。ただし、購入に要する費用は、設置に要したものに限る。

別表第3（第4条関係）

事業区分	添付書類
獣害防止ネットの設置	(1) 収支予算書 (2) 施行地位置図 (3) 施業図 (4) 事業実施前の施行地の写真
シカ捕獲資機材の購入	(1) 購入資機材の一覧（名称及び数量が分かるもの）
人工針葉樹林の伐採及び搬出	(1) 収支予算書 (2) 施行地位置図 (3) 施業図 (4) 事業実施前の施行地の写真 (5) 施業図等に被害率の算出に係るプロット調査の結果を示したもの (6) 獣害の被害状況が分かる写真
伐採後の植栽箇所の補植	(1) 収支予算書 (2) 施行地位置図 (3) 施業図 (4) 事業実施前の施行地の写真 (5) 施行地の管理状況が分かる資料
補植箇所の下刈り又は食害防止チューブの設置	(1) 収支予算書 (2) 施行地位置図 (3) 施業図 (4) 事業実施前の施行地の写真

別表第4（第7条関係）

事業区分	添付書類
獣害防止ネットの設置	(1) 収支決算書 (2) 実測図 (3) 事業実施後の施行地の写真 (4) 獣害防止ネットを購入したこと及びその金額が分かる書類の写し
シカ捕獲資機材の購入	(1) 領収書の写し

	(2) 購入資機材を使用した捕獲の実績が分かる書類の写し
人工針葉樹林の伐採及び搬出	(1) 収支決算書 (2) 実測図 (3) 伐採及び搬出の状況が分かる写真 (4) 伐採届の写し等 (5) 搬出・材積表（出荷伝票）の写し (6) 事業実施後の施行地の写真
伐採後の植栽箇所の補植	(1) 収支決算書 (2) 実測図 (3) 地ごしらえの状況が分かる写真 (4) 事業実施後の施行地の写真 (5) 苗木を購入したこと及びその金額が分かる書類の写し
補植箇所の下刈り	(1) 収支決算書 (2) 下刈りの状況が分かる写真 (3) 事業実施後の施行地の写真
食害防止チューブの設置	(1) 収支決算書 (2) 事業実施後の施行地の写真 (3) 食害防止チューブを購入したこと及びその金額が分かる書類の写し